

教職員の懲戒処分の指針

徳島県教育委員会

第1 基本理念・目的

教職員は、全体の奉仕者として、高い倫理観・遵法精神のもと、公務や教育を通じて公共の利益を追求し、これを実現する責務を負っていることはもとより、児童生徒の人格形成に直接かかわるといふ重大な職務を担っている。

こうしたことから、教職員一人ひとりが常に強い使命感と高い倫理観を持って行動するとともに、公正性、公平性及び透明性を高めた「懲戒処分の指針」を策定することにより、教職員が地方公務員として遵守すべき法令等に違反した場合の責任を明確化し、教職員の不祥事を未然に防止するための抑止力となることを目的として、本指針を策定する。

第2 処分量定の決定

1 標準的な処分量定

本指針は、非違行為等の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を別表1（以下「標準例」という。）として掲げたものである。

標準例に定められていない行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる処分量定や他県の類似事案の処分事例を参考に、処分量定を判断する。

2 具体的な処分量定の決定

- (1) 具体的な量定の決定に当たっては、標準例に掲げる処分量定を基本として、個々の事案に応じて、次の事項を勘案の上、総合的に判断する。
 - ① 非違行為が行われた状況、動機、態様
 - ② 被害の程度
 - ③ 故意又は過失の度合い、常習性
 - ④ 非違行為を行った教職員の職責
 - ⑤ 職務への影響等、信用失墜の度合い（児童生徒及び保護者への影響、他の教職員及び社会に与える影響）
 - ⑥ 日頃の勤務態度
 - ⑦ 過去に受けた処分歴
 - ⑧ 当該行為後の対応、反省度合い
- (2) 過去に停職処分を受けた者が、再度、停職処分相当の非違行為を行ったと認められる場合には、標準例にかかわらず、免職処分を基本とする。

3 処分量定の加重

次の場合には、標準例に掲げる処分の種類より重い量定とすることができるものとする。

- ① 非違行為の動機や態様が極めて悪質である場合
- ② 非違行為の結果が極めて重大である場合
- ③ 非違行為を行った教職員の職責が特に高い場合
- ④ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きい場合
- ⑤ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として、懲戒処分を受けたことがある場合
- ⑥ 処分の対象となる複数の異なる非違行為を行っていた場合

4 処分量定の軽減

次の場合には、標準例に掲げる処分の種類より軽い量定（懲戒処分を行わないことを含む。）とすることができるものとする。

- ① 教職員の日頃の勤務態度が極めて良好である場合
- ② 教職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出た場合
- ③ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあるなど、特別の事情がある場合

5 服務上の措置

- (1) 個々の事案を総合的に判断した結果、非違行為の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため必要があると認められる場合は、服務上の措置を行う。
- (2) 服務上の措置の種類は、文書訓告、嚴重注意及び口頭注意とする。
- (3) 文書訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に行うものとし、嚴重注意及び口頭注意は、職員の責任が文書訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

第3 告発

教職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法に定めるところにより、告発又は告訴を行う場合がある。

ただし、被害者が告発を望んでいない等、特別な事情があると認められるときは、告発しない場合もある。

第4 その他

- (1) 懲戒処分を行った場合は、処分後、速やかに県のホームページにおいて、事案の概要等について公表する（被害者が望まない場合、児童生徒への影響などを考慮し、公表しないこともある）。
- (2) この指針は、社会情勢の変化等によって検討の必要性が生じた場合、必要に応じて見直しを図る。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年10月5日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年2月5日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年9月1日から施行する。

| I 一般的服務關係 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|------------------|--|----|----|----|----|
| 非違行為等の分類・具体例 | | | | | |
| 1 欠勤 | 正当な理由なく勤務を欠いた教職員 | | | | |
| | (1) 10日間以内の間 | | | ○ | ○ |
| | (2) 11日以上20日以内の間 | | ○ | ○ | |
| | (3) 21日以上の間 | ○ | ○ | | |
| 2 遅刻・早退 | 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員 | | | | ○ |
| 3 休暇の虚偽申請 | (1) 病気休暇又は特別休暇等について虚偽の申請をした教職員 | | | ○ | ○ |
| | (2) 度重なる虚偽の申請等を行った教職員 | ○ | ○ | | |
| | ※ 虚偽申請等により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、欠勤の例により処分を行う。 | | | | |
| 4 勤務態度不良 | (1) 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は上司の職務上の命令に従わない等により、公務の運営に支障を生じさせた教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| | (2) (1)の場合において、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | ○ | ○ | | |
| 5 法令等違反・不適正な事務処理 | (1) 職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理や対応等を行うことにより、公務の運営に支障を与え、又は県民等に損害を与えた教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| | (2) (1)の場合において、公務の運営に重大な支障又は県民等に重大な損害を与えた教職員 | ○ | ○ | | |
| 6 職場内秩序びん乱 | (1) 他の教職員に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員 | | ○ | ○ | |
| | (2) 他の教職員に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員 | | | ○ | ○ |
| 7 違法な教職員団体活動 | (1) 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員 | | | ○ | ○ |
| | (2) 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員 | ○ | ○ | | |
| 8 秘密漏えい | (1) 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (2) (1)の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員 | ○ | | | |
| | (3) 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | | ○ | ○ | ○ |

| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|-----------------------------|---|----|----|----|----|
| 9 個人情報の盗難紛失又は流失 | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員 | | | ○ | ○ |
| 10 個人の秘密情報の目的外収集 | その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | | | ○ | ○ |
| 11 個人情報の不当利用 | 職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| 12 コンピュータの不適正使用 | (1) インターネットや電子メールの不適正な目的での使用、わいせつ文書・写真等の閲覧、職務以外の目的で記録媒体を持ち込み使用した場合など、職場のコンピュータを不適正に使用した教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| | (2) コンピュータシステムや情報資産を故意に損壊、改ざん、又は情報を不正取得若しくは漏えいした教職員、及び(1)の場合において、公務の運営に著しい支障を生じさせた教職員 | ○ | ○ | | |
| 13 公文書偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄 | 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員 | ○ | ○ | | |
| 14 決裁文書の改ざん | 決裁文書を改ざんした教職員 | ○ | ○ | | |
| 15 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等 | 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| 16 公印偽造・不正使用 | 公印を偽造又は不正使用した教職員 | | ○ | ○ | |
| 17 政治的目的を有する文書の配布 | 政治的目的を有する文書を配布した教職員 | | | | ○ |
| 18 営利企業等の従事許可を得る手続きの怠り | 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| 19 入札談合等に関与する行為 | 県が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員 | ○ | ○ | | |
| 20 セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメント | 他の者を不快にさせる性的な言動（セクシュアル・ハラスメント）を行った教職員 | | | | |
| | (1) 職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした教職員 | ○ | ○ | | |
| | (2) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辭等の性的言動」という。）を繰り返した教職員 | | ○ | ○ | |

| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|-----------------------------|--|----|----|----|----|
| 20 セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメント | (3) (2)の場合において、わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (4) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を行った教職員 | | | ○ | ○ |
| | ※ 権力や地位などを背景として、本来の業務の範疇を超えて、他の教職員の人格と尊厳を傷つける言動（パワーハラスメント）を行った教職員についても、上記(2)～(4)に準じて処分を行う。 | | | | |

II 公金等取扱い関係

| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|--------------------|---|----|----|----|----|
| 1 横領 | 公金（学校徴収金等を含む。以下同じ。）又は県等の財産（学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下同じ。）を横領した教職員 | ○ | | | |
| 2 窃取 | 公金又は県等の財産を窃取した教職員 | ○ | | | |
| 3 詐取 | 人を欺いて公金又は県等の財産を交付させた教職員 | ○ | | | |
| 4 紛失 | 公金又は県等の財産を紛失した教職員 | | | ○ | ○ |
| 5 盗難 | 重大な過失により公金又は県等の財産を盗難により亡失した教職員 | | | ○ | ○ |
| 6 損壊 | 故意に県等の財産を損壊した教職員 | | ○ | ○ | |
| 7 出火・爆発 | 過失により県等の財産に出火、爆発を引き起こした教職員 | | | ○ | ○ |
| 8 諸給与の違法支払い・不適正受給 | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員 | | ○ | ○ | |
| 9 公金又は県等の財産の処理の不適正 | 自己保管中の公金の流用等、公金又は県等の財産の不適正な処理をした教職員 | | ○ | ○ | |

Ⅲ 職員倫理関係

| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|-----------------|---|-----------------------|----|----|----|
| 1 報告物未提出 | 各種報告書（倫理条例及び倫理規則に基づく報告書をいう。以下同じ。）を提出しない教職員 | | | | ○ |
| 2 虚偽の報告書提出 | 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出した教職員 | | | ○ | ○ |
| 3 利害関係者からの便宜供与等 | (1) 金銭又は物品の贈与を受けた教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| | (2) 不動産の贈与を受けた教職員 | ○ | | | |
| | (3) 金銭の貸付けを受けた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (4) 債務の保証，弁済，担保の提供を受けた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (5) 無償で物品の貸付けを受けた教職員 | | | ○ | ○ |
| | (6) 無償で不動産の貸付けを受けた教職員 | | ○ | ○ | |
| | (7) 無償で役務の提供を受けた教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| | (8) 未公開株式を譲り受けた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (9) 供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた教職員 | | ○ | ○ | |
| | (10) 遊技又はゴルフの接待を受けた教職員 | | ○ | ○ | |
| | (11) 海外旅行の接待を受けた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (12) 国内旅行の接待を受けた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (13) 共に遊技又はゴルフを行った教職員（遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。） | | | ○ | ○ |
| | (14) 共に旅行をした教職員（旅行の接待を受ける場合を除く。） | | | ○ | ○ |
| | (15) つけ回しをした教職員 | ○ | ○ | | |
| | (16) 利害関係者をして，第三者に対し，(1)から(15)までの違反行為に掲げる行為をさせた教職員 | 教職員が直接行った場合と同等の処分とする。 | | | |
| 4 事業者等からの便宜供与等 | ※ 事業者等からの便宜供与等については，上記「利害関係者からの便宜供与等」の基準に基づき，状況に応じて判断する。 | 利害関係者の場合の下位の基準を基本とする。 | | | |
| 5 間接的な不当利益の享受 | 他の教職員が倫理条例・倫理規則等に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら，これを受け取り又は享受した教職員 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 虚偽の申述又は隠ぺい | 倫理条例・倫理規則等違反の疑いのある事実について，虚偽の申述をし又は隠ぺいした教職員 | | ○ | ○ | |
| 7 他の教職員の行為の黙認 | 他の教職員の倫理条例・規則等違反の疑いのある事実を知りながら，黙認した教職員 | | ○ | ○ | |

IV 公務外非行関係

| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|------------------|--|----|----|----|----|
| 1 放火 | 放火をした教職員 | ○ | | | |
| 2 殺人 | 人を殺した教職員 | ○ | | | |
| 3 傷害 | 人の身体を傷害した教職員 | ○ | ○ | | |
| 4 暴行・けんか | 暴行を加え、又はけんかをした教職員（人を傷害するに至らなかった場合） | | | ○ | ○ |
| 5 脅迫・強要 | 人を脅迫し、又は強要した教職員 | | ○ | ○ | |
| 6 器物損壊 | 故意に他人の物を損壊した教職員 | | | ○ | ○ |
| 7 横領・占有 離脱物横領 | (1) 自己の占有する他人の物（公金及び県等の財産を除く。）を横領した教職員 | ○ | ○ | | |
| | (2) 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した教職員 | | ○ | ○ | |
| 8 窃盗・強盗 | (1) 他人の財物を窃取した教職員 | ○ | ○ | | |
| | (2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員 | ○ | | | |
| 9 詐欺・恐喝 | 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員 | ○ | ○ | | |
| 10 賭博 | (1) 賭博をした教職員 | | | ○ | ○ |
| | (2) 常習として賭博をした教職員 | | ○ | | |
| 11 麻薬等の所持等 | 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員 | ○ | | | |
| 12 酩酊等による粗暴な言動等 | 酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| 13 わいせつ行為等 | (1) 強制性交 暴行又は脅迫を用いて婦女を姦淫した教職員 | ○ | | | |
| | (2) 強制わいせつ 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした教職員 | ○ | | | |
| | (3) 淫行 18歳未満の者に対して、淫行をした教職員 | ○ | | | |
| | (4) 児童買春 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員 | ○ | | | |
| | (5) 痴漢行為 公共の乗物等において痴漢行為をした教職員 | ○ | ○ | | |
| | (6) その他わいせつな行為 法律や条例等に違反して、盗撮、のぞき、その他わいせつな行為をした教職員 | ○ | ○ | | |
| 14 ストーカー行為 | (1) ストーカー行為をした教職員 | | ○ | ○ | |
| | (2) ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なお、ストーカー行為を続けた教職員 | ○ | ○ | | |

| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|--------------|--|----|----|----|----|
| 15 私文書偽造 | 私文書を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された文書を行使した教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| 16 公的債権の滞納等 | 公的債権を滞納し、履行の督促等を受けたにもかかわらず滞納し続けた教職員 | | | ○ | ○ |
| 17 誹謗・中傷 | ソーシャルメディア等を利用し、他人や組織を誹謗中傷する内容の情報を発信した教職員 | | ○ | ○ | ○ |

V 交通事故・交通法規違反関係

| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|--|---|----|----|----|----|
| 1 飲酒運転 | (1) 相手方を死亡させた教職員 | ○ | | | |
| | (2) 相手方に重傷を負わせた教職員 | ○ | | | |
| | (3) 相手方に軽傷を負わせた教職員 | ○ | | | |
| | (4) 他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員（自損事故を含む。） | ○ | | | |
| | (5) 上記(1)～(4)以外で、飲酒運転をした教職員 | ○ | ○ | | |
| ※ 飲酒運転をした管理職員（管理職手当の支給を受ける教職員）は、原則として、免職とする。 | | | | | |
| 2 無免許運転 | (1) 相手方を死亡させ、又は重傷若しくは軽傷を負わせた教職員 | ○ | | | |
| | (2) 上記(1)以外で、無免許運転を行った教職員（他人の所有物に損傷を与えた場合、自損行為の場合及び事故等はないが、無免許運転で検挙された場合を含む。） | ○ | ○ | | |
| 3 ひき逃げ・あて逃げ | (1) 相手方を死亡させ、又は重傷若しくは軽傷を負わせた教職員 | ○ | | | |
| | (2) 他人の所有物に損傷を与えた教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| 4 速度違反 (30km以上) (高速道路の場合は40km以上) | (1) 相手方を死亡させた教職員 | ○ | | | |
| | (2) 相手方に重傷を負わせた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (3) 相手方に軽傷を負わせた教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| | (4) 他人の所有物に損傷を与えた教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| | (5) 上記(1)～(4)以外で、速度違反を起こした教職員（自損事故の場合及び事故等はないが、速度違反で検挙された教職員を含む。） | | | ○ | ○ |
| 5 その他の交通法規違反 | (1) 相手方を死亡させた教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| | (2) 相手方に重傷を負わせた教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| | (3) 相手方に軽傷を負わせた教職員 | | | ○ | ○ |
| | (4) 他人の所有物に損傷を与えた教職員 | | | | ○ |
| | (5) 上記(1)～(4)以外で、交通法規違反を起こした教職員（自損事故の場合及び事故等はないが、交通法規違反で検挙された教職員を含む。） | | | | ○ |
| 6 関係者の責任 | (1) 飲酒運転、ひき逃げ、あて逃げ等の悪質な法令違反の車両の同乗者及び道路交通法違反を教唆又はほう助したと認められる教職員 | ○ | ○ | | |
| | (2) 飲酒運転等悪質な法令違反があった場合において、当該飲酒等の事実について責任があると認められる教職員 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 加重軽減 | <p>処分に当たっては、「第2 処分量定の決定」に定めるもののほか、次に掲げる事故の具体的事情を勘案する。</p> <p>(1) 加重する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反者に道路交通法令上の前歴がある場合 ・刑事処分又は公安委員会の行政処分が重い場合 <p>(2) 軽減する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手側に過失があると認められる場合 | | | | |

| VI 報告義務違反関係 | | | | | |
|--------------|---|----|----|----|----|
| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 1 虚偽報告 | 公務内外を問わず，事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| 2 報告義務違反 | 公務内外を問わず，非違行為を行ったにもかかわらず，その事実を隠ぺいするなど，報告義務を怠った教職員 | | ○ | ○ | ○ |

| VII 児童生徒に対する非違行為関係 | | | | | |
|--------------------|--|----|---------------|----|----|
| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 1 わいせつ行為等 | (1) 児童生徒に対し，わいせつな行為を行った教職員 | ○ | | | |
| | (2) 児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | ○ | ○ | ○ | |
| 2 体罰等 | (1) 体罰により児童生徒を死亡させ，又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員 | ○ | ○ | | |
| | (2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員 | | ○ | ○ | ○ |
| | (3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員 | | | ○ | ○ |
| | (4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合 | | 体罰の量定に準じて取り扱う | | |
| 3 生徒指導における不適切行為 | 修学旅行，宿泊学習，部活動，就学体験等児童生徒を引率中に飲酒をするなど，不適切な言動をした教職員 | | ○ | ○ | ○ |

| VIII 管理監督責任関係 | | | | | |
|---------------|--|----|----|----|----|
| 非違行為等の分類・具体例 | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 1 指導監督不適正 | 部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で，管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員 | | | ○ | ○ |
| 2 非行の隠ぺい，黙認 | 部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず，その事実を隠ぺいし，又は黙認した教職員 | | ○ | ○ | |

「教職員の懲戒処分の方針」新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">教職員の懲戒処分の方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 処分量定の決定 1～4 (略)</p> <p><u>5 服務上の措置</u></p> <p><u>(1) 個々の事案を総合的に判断した結果、非 違行為の程度が懲戒処分を行うまでには至 らないが、当該職員にその責任を自覚さ せ、将来における服務の厳正又は職務遂行 の適正を確保するため必要があると認めら れる場合は、服務上の措置を行う。</u></p> <p><u>(2) 服務上の措置の種類は、文書訓告、嚴重 注意及び口頭注意とする。</u></p> <p><u>(3) 文書訓告は、職員の責任が重いと認めら れる場合に行うものとし、嚴重注意及び口 頭注意は、職員の責任が文書訓告を行うま でには至らないと認められる場合に行うも のとする。</u></p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>附 則 この方針は、平成21年4月1日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、平成21年10月5日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、平成29年9月1日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、平成30年11月12日から施行 する。</p> <p>附 則 この方針は、平成31年2月5日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、令和2年10月1日から施行す る。</p> <p><u>附 則 この方針は、令和3年9月1日から施行する。</u></p> | <p style="text-align: center;">教職員の懲戒処分の方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 処分量定の決定 1～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>附 則 この方針は、平成21年4月1日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、平成21年10月5日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、平成29年9月1日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、平成30年11月12日から施行 する。</p> <p>附 則 この方針は、平成31年2月5日から施行す る。</p> <p>附 則 この方針は、令和2年10月1日から施行す る。</p> |

改 正 案

(別表 1)

標準的な処分量定

表 I ～ III (略)

| IV 公務外非行関係 | | | | | | |
|-------------------|--|----|----|----|----|--|
| 非違行為等の分類・具体例 | | | | | | |
| (略) | (略) | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | |
| 16 公的債権の滞納等 | 公的債権を滞納し、履行の督促等を受けたにもかかわらず滞納し続けた教職員 | | | ○ | ○ | |
| <u>17</u> 誹謗・中傷 | ソーシャルメディア等を利用し、他人や組織を誹謗中傷する内容の情報を発信した教職員 | | ○ | ○ | ○ | |

表 V ～ VIII (略)

現 行

(別表 1)

標準的な処分量定

表 I ～ III (略)

| IV 公務外非行関係 | | | | | | |
|-------------------|--|----|----|----|----|--|
| 非違行為等の分類・具体例 | | | | | | |
| (略) | (略) | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | |
| 16 公的債権の滞納等 | 公的債権を滞納し、履行の督促等を受けたにもかかわらず滞納し続けた教職員 | | | ○ | ○ | |
| 17 破産・民事再生等 | (1) <u>無計画な借金等により、破産宣告又は民事再生等の許可を受けた場合で、公務に支障を生じさせた教職員</u> (2) <u>無計画な借金等により、その返済を執拗に受けるなどの場合で、公務に支障を生じさせた教職員</u> | | | ○ | ○ | |
| 18 誹謗・中傷 | ソーシャルメディア等を利用し、他人や組織を誹謗中傷する内容の情報を発信した教職員 | | ○ | ○ | ○ | |

表 V ～ VIII (略)